

香取神宮白状祭について

—奈良坂盗人事との関連から—

洪 沢 美由紀

一 はじめに

大和国と山城国の国境にあたる辺りに奈良坂という坂がある。この奈良坂において中世の初期頃春日祭に参勤した近衛の役人たちが、その帰途に盗人を糺すという内容の行事をしたという。『玉葉』の治承二年（一一七八）十一月二日の条に次のような記事がある。

於奈良坂有糺盗人事、路西有小川、道東留馬西向行頼師武付口、自路西辺谷方、舞人武宗称大夫判官、著赤衣、乍騎馬参使馬前、舞人兼茂称看督長、带白羽矢取弓出来、其後持参犯人、下部二人引張之、看督長勘問之、申不犯由、引入其身之後、称盗人妻之者又持参了、召問之処、申可被問夫之由、乃重勘問夫、猶不承伏乃及拷問之時承伏申云、犯用之贓物在所、和泉前司所知也、又大夫尉所知也云々、即引入了、召廳頭給袷絹^{〔一〕}

その内容は舞人（兼茂）が大夫判官（検非遣使の尉）の部下にあたる看督長となって出てくる。看督長の次に下部二人が盗人を引き

出してくる。そこで看督長が引き出されてきた犯人を勘問する。ところが犯人は罪を犯していないという。そこで犯人の妻を引き出して勘問に及ぶが妻は自分は知らないので夫に聞いて欲しいという。そこで再び犯人を勘問するが、なかなか白状しないのでついに拷問に及んだ。すると白状した。その内容は盗品のことは和泉前司や大夫判官も知っているという意外な内容だった。

春日祭の帰途の、盗人を問い糺すという行事については、『江家次第』の「春日祭使途次第」の中にも詳しい記述が見られる。^{〔二〕}

今日宿於淀美豆牧。申日着梨子原。梨子原在一条大路南。日本府儲七間堂。府領地故也。次正装束渡大路。如一条大儀。経山階寺北並束着祓

殿。其座弁次内藏寮。次近衛司。次馬寮。次諸官吏。次長者殿神馬使。社頭事訖馳御馬。使馳引馬。隨身騎馬在前舞人等馳。帰来解紐放髻隨身同放之着梨原。終夜醉遊。頭中将召大夫判官曰。御前辺狼藉。恐有犯人。可搦進。即搦府下部一人為犯人問之。盗人申云。盗犯已実。贓物在使君御衣櫃。随申給衣櫃。預納祿凡絹。官人等分取。（中略）次帰京至不退寺之辺之間。又搦盗人令申贓物如前。今度預納掛単衣。分取如前。

申日に二条大路の南にある梨子原で盗人を糺す内容の行事が行われていた。頭中将が御前で狼藉があつたので、犯人がいるから捉えるようにと言うと、府下部一人を盗人としてこれを問い糺す。盗人は盗品は使君の衣櫃にあるというのである。その後官人たちが皆で分取っている。また不退寺でも同様のことを行っている。これらの

内容は一時的な事ではなく例年春日祭に行われていたようである。

ではこの盗人を糺すという行事は春日祭にのみ行われていたのだろうか。春日祭の盗人の行事は悪霊を払う意味が合ったとする研究もあるが、その背景にどのような意味があったのか、明らかになっていないとはいえない。この奈良坂の行事に関連しているのではないかと思われる内容が香取神宮の祭礼の中に見られる。

それが白状祭である。奈良坂の盗人糺事を明らかにすることは限定された記事からは難しい。そこでその意味を明らかにするために香取神宮白状祭を紹介してみたい。

香取神宮の白状祭については、文献にてわずかに紹介されているのみである。

二 これまでの研究

奈良坂の行事と香取神宮の白状祭の関連性については、今まで全く述べられて来なかったわけではない。江戸後期の国学者黒川春村はその著書『硯鼠漫筆』の「がんだうは強盗なる事」において『春日大宮若宮御祭礼記』、『江家次第』、『玉葉』の記事を引用し、春日祭の帰途に行われた盗人を糺す事について考察している。そしてその割注の中で白状祭について、「或下総人此稿を見ていへらく、毎年十一月七日香取神宮の忍男宮に白状祭と云神事あり。其式は香取の祠員一人馬盗人の体に作りて、社家二人してこれを捕ふる所作あり。其時盗人の馬の分配を祝詞の如く読畢て退散す。此夜は里民社

頭に群衆し、火燎を焚て見物し、祭礼畢れば、同に分散すといへり。」と述べている。黒川はその関連性について明確に言及してはいないが、列挙しているところから見て奈良坂での行事と類似するものと考えているようである。

また久保木清淵は『香取私記』⁶下巻の側高祭の項で次のように述べている。

「案に是は祭事にタル戯し事なるへし。春日祭勅使の返りに梨子原に着、終夜酔遊放散し御前に盗人ありしとて一人を擲出し、白状させ、官人等その物を分取る事江家次第に見えたり、側高社は本宮第一撰社にて祭事も厳ことなれば、春日祭などに倣ひて、帰路の戯事いとなみしにや、また神宮所役の古記に正判官代、十一月七日側高の御神事の時は盗人の問注の役など記したるも江家次第の盗人といふに同じ言葉なるへし。」⁷

側高社は祭事に関して厳格であるので、春日祭などに倣って帰路の戯事をしたというのである。そしてこれは『江家次第』に出てくる盗人事と同様だといっているのである。

また萩原龍夫氏は『日本民俗事典』の白状祭の項で「裁きの問答を神態の主要素としている祭り。(中略)罪人とそれを捕らえまた裁く状況を演じることは古くから行われその散楽化形態の一例としては『玉葉』治承二年(一一七八)十一月二日条の奈良坂でも「竊盗人事」がある。念仏芸能では閻魔庁での裁きを演ずるものがあり、千葉県匝瑳郡光町虫生の「鬼来迎」が有名である。」⁸と述べ裁判形

式をとる祭礼として白状祭をとらえ、その点において奈良坂の行事や鬼来迎との共通点があるものとしている。また、西垣晴次氏も『日本民俗大辞典』の中で白状祭に関する資料を挙げて、前出の久保木清淵の推測についても紹介している。

以上のように奈良坂で行われていた行事と白状祭については、おぼろげに関連性があるのではないかと述べられてきてはいるものの、その根拠はどれも明確とはいえない。黒川春村が先ず初めにその関連性をほのめかし、その後書かれた『香取私記』は黒川の影響が大きいと考えられる。これ以前には春日祭の帰途での盗人事と白状祭との関連性については述べられてきていないようである。『玉葉』の記事についてはこれまでも多くの研究者に注目されてきた。それらはこの記事の内容を一時的な遊興とみているものが多い。だが近年は一時的なものではなく行事化されていたということも後藤淑氏によって指摘されている。白状祭が奈良坂の「盗人糺事」ともし関連があり、同様の行事であるということになれば、かかる内容の行事は少なくとも春日祭のみの特殊性を持った行事でないことになり、普遍的な意味を持つ可能性もありうる。香取の記事を見ていくと、奈良坂の行事と関連があるように思われる。

奈良坂の盗人を糺す事を明らかにするためにも、香取神宮の祭礼白状祭を紹介してみたいと思う。

三 祭礼の順序

白状祭は、そのみが単独の形で行われた行事ではない。それ故に祭礼が執り行われた霜月七日の行事全体から把握する必要があるのではないだろうか。霜月七日には香取神宮の第一摂社である側高社の祭礼が行われている。白状祭はその後に行われているのである。

『香取志』の脇鷹祭りの項には

七日ノ夜なり大宮司、大祢宜、惣神官残らず神官の馬場に集会て、夕日の降に乗輿騎馬にて上下の列を正し、側高社に往て祭りあり。種々の神饌又団子を供へ奉ル又賢木舞練子舞杯云るあり畢て歸る道の所々に祭りあり。

とある。大宮司、大祢宜、惣官が残らず集ったということは、大祭であったと思われる。この側高社の祭礼は現在でも行われている。

佐原市大倉にある側高神社は、香取神宮の第一摂社とされ、白状祭においても深い関わりがある。側高社の祭礼は現在では例大祭として十二月七日に行われている。側高神社社務所の『側高神社由緒』には例大祭について「元來は、香取神宮の側高祭りとして毎年霜月七日に齋行されたもの、香取神宮の総神官八十有余人が之に参加し、神宮年間祭祀のうちの最重儀であった。明治初め、香取神宮との祭祀の関係が分離されるまでは、夜の祭典であったので、香取から側高に至る沿道の住民は延々と篝火を焚いて祭員の行列を送迎したといわれて、今も火焚き神事が残っている。明治の改革に依ってかつての祭儀は簡略化されたが、香取神宮より祠員が派遣されわずかに古儀が保たれている」との記述がある。平成十三年現在でもやは

り十二月七日に斉行されている。午前十時に鳥居前にて清めの神事が行われる。この際は香取神宮から派遣された祠員が立ち合う。(写真1)その後社殿にて神事が正味一時間ほど行われる。その間庭では火を焚くことになっているという。側高神社宮司の話によると以前は香取の神官等が乗馬で行列をなして側高社に参り、その後、また行列で津宮に至り白状祭を行っていたとのことであるが現在ではそのような帰途の際に行われていた祭事は行われていないという。例祭に立ち合った香取神宮の祢宜は直会が終了した後そのまま車にて香取神宮に戻っていった。同日の午後六時から行われる団碁祭¹⁵に備えるためである。また側高神社の宮司も例祭終了後、この団子祭に出席することになっている。

『香取志』によると側高社の祭礼の後には、堀祭が行われていたとある。この祭もまた現在には行われていない。「堀、堀、堀、堀、沖三ツの堀あり了子村に在リテ神宮より側高社に到道の傍に在リ、此所古は香取ノ浦の渚也しを今水田と成りて三ツの堀も形のみ残り。斯て側高祭畢リテ帰ル時此三ツの堀を祭れり¹⁶」とある。また、「祭り畢リて長生養といふ笛を吹ケリ古老伝えて云フ古へは堀に向ヒて長生養と高く呼びたりしを、今笛吹クコトト成りし由シは古へ此所渚也し故ニカシ振船も多かりけむ。夕最シレ者船ノ中に在リテ長生養と呼聲に応じて無礼にノリナジれり。然に此者忽病て死ス世人大キに是を恐怖此後も亦さるシレ者もあらむかと聲もて呼事を止て笛吹ク事とは成りぬと云フ三ツ堀共に同じ」とあり、伝承について



写真1

でも記述されている。

堀祭の後、白状祭が行われていたようである。やはり、現在は行われていない。同じく『香取志』に「白状祭 同夜にあり、堀祭畢て津宮村に在ル忍男社にこの祭有り」とある。また白状祭の終了後にも本宮に戻る途中、橋祭という祭りが行われていた。「橋祭 是五反田てふ所の橋を祭ル之昔シ、橋、二橋、三橋沖三所にて祭りシと云ふ¹⁷⁾」とある。その後は香取神宮本宮に戻り団子祭という祭礼が行われ霜月七日の祭礼は終了となる。こうした流れの中で白状祭は執り行われている。

『香取志』とほぼ変わらない時期の史料として、前述の『香取私記』がある。いずれも江戸時代後半の史料であるが、それ以前の史料にもこれら霜月七日の祭礼についての記述がある。

『香取田所家文書』に「香取社祭礼次第注文写¹⁸⁾」があり、そこには、

十一月七日側高御神事

(中略)

一、須久居¹⁹⁾三三ノ堀祭 東ノ宮白状祭

正檢非遺使 權檢非遺使 正判官 次御段田²⁰⁾三三 堀祭 次天降宮祭礼

とある。

また、「香取社祭礼帳写¹⁹⁾」に天和元年の祭礼の記録として次のようにある。

(十一月)七日脇鷹御神事

(中略)

スクイ

一二三ノ堀ノ祭

毘沙門堂ニテ正判官ノ田冷マハル

東ノ宮^{白状祭御座へ披露}

両檢非遺使

ゴタ、田

一二三ノ橋ノ祭

役人 行事祢宜

三郎祝(略)

また『舊源太祝家文書』の「補遺神事雜記祭礼帳²⁰⁾」にも記事がある。側高社祭りとなる項に

(前略) スク井下一二三堀神事行事祢宜役津の宮毘沙門堂ニテ

正判官ヲ田冷シバル白状祭東ノ宮御座披露、両檢非遺使、礼ア

リ但一揖の役コタン田一、二、三ノ橋ノ神事役人 行事祢宜、三

郎祝、膳夫所一人、天下リ役人 行事祢宜同日御神前祭り西光司

勤メ八石八斗ノタンコ祭り(後略)

とある。また至徳三年書写の記録がある「香取社年中神事目録²¹⁾」の中にもはつきりと白状祭の文字はないが、「同七日脇鷹御神事²¹⁾」の項に

大津宮檢非遺使内 多田兵庫入道 大ネモト 胤幹^{同前}

の記述がある。これはやはり白状祭に関係あるのではないかと思う。

祭事に似たる戯れ事として春日などの例に倣ったとしても、至徳三年から明治の前年あたりまで祭礼行事として続けられていたようである。

時代は下り明治に入ると霜月七日の祭礼行事についての記述はいくつか見られるが、明治十八年制定の『香取神宮年中祭典式』の中には側高祭の次第の後に「畢テ各退出婦途津宮ニ到リ 忍男神社ヲ拜禮ス」²³となっており、その後は団子祭次第となっている。この時期は既に白状祭その前後の堀祭、橋祭の記述は、見られなくなっている。明治の改革により祭儀は簡略化されていったようである。そして現在に至っている。

四 白状祭の祭礼内容

ここまでの史料の中にも記述されてはいるが、次に白状祭の内容をもう少し見ていきたい。前掲の黒川の

毎年十一月七日香取神宮の忍男宮に白状祭と云神事あり。其式は香取の祠員・人馬盗人の体に作りて、社家二人してこれを捕ふる所作あり。其時盗人の馬の分配を祝詞の如く畢れば一同に分散す。²⁴

という記述からも、その内容はいま見ることは出来るが、他にもう少しその様子がわかる資料はないだろうか。

『源太祝家年中行事』²⁵の中にその様子を書いた図が存在する。(資料1)此の図からは神官たちの配置が見て取れる。また両檢非遣使と正判官が祭礼の中心となっている。鳥居の前にて行われている。

白状祭の祭儀

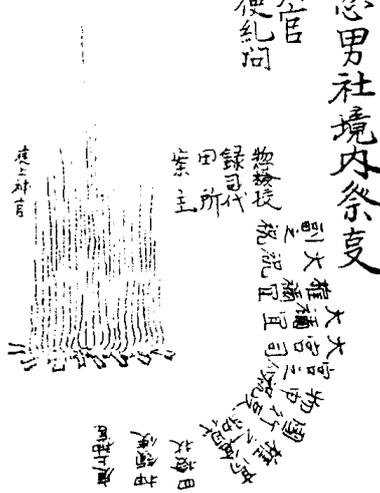


津宮東宮
白状祭



東向、兩檢非遣使御座披露有之。
左 正檢非遣使 正判官讀上ル、但し立座
右 權檢非遣使

依託者神 正判官
白状之圖 兩檢非遣使 紀向
忍男社境内祭



資料2

資料1

そして正判官が立座にて読上ルとある。何を読み上げたのであろうか。年代は不明であるが、そこで読み上げられたのではないかと思われる史料がある。「香取社白状祭詞」である。²⁶そこには、

抑側高大明神陸奥の五方長者の馬屋より、父馬千疋、母馬千疋の馬種を盗出し、すずめが峠を追越、岩ヶ崎のりこへずを乗越牧野の牧に追込ミ笠塚二笠をかけ、柴の木ニしばり置隠井二隠し置

大宮司 父馬百疋 母馬百疋

大祓宜 右回断

宮之介 父馬五拾疋 母馬五拾疋

権祓宜 回断

物申祝 同

国行司 同

大祝 同

副祝 同

惣社中へハ四拾疋、五拾疋、或三拾疋宛配分いたし候、我徳分

ニめつこふ馬壹疋、如件

正檢非遺使
権檢非遺使 正判官読上ル

とある。

側高社の神が陸奥の国から馬種を盗み出し、その贓物である馬を官人たちで分配するという内容になっている。

また明治四年の『香取宮年中祭典記』²⁷には正判官白状之図がある。

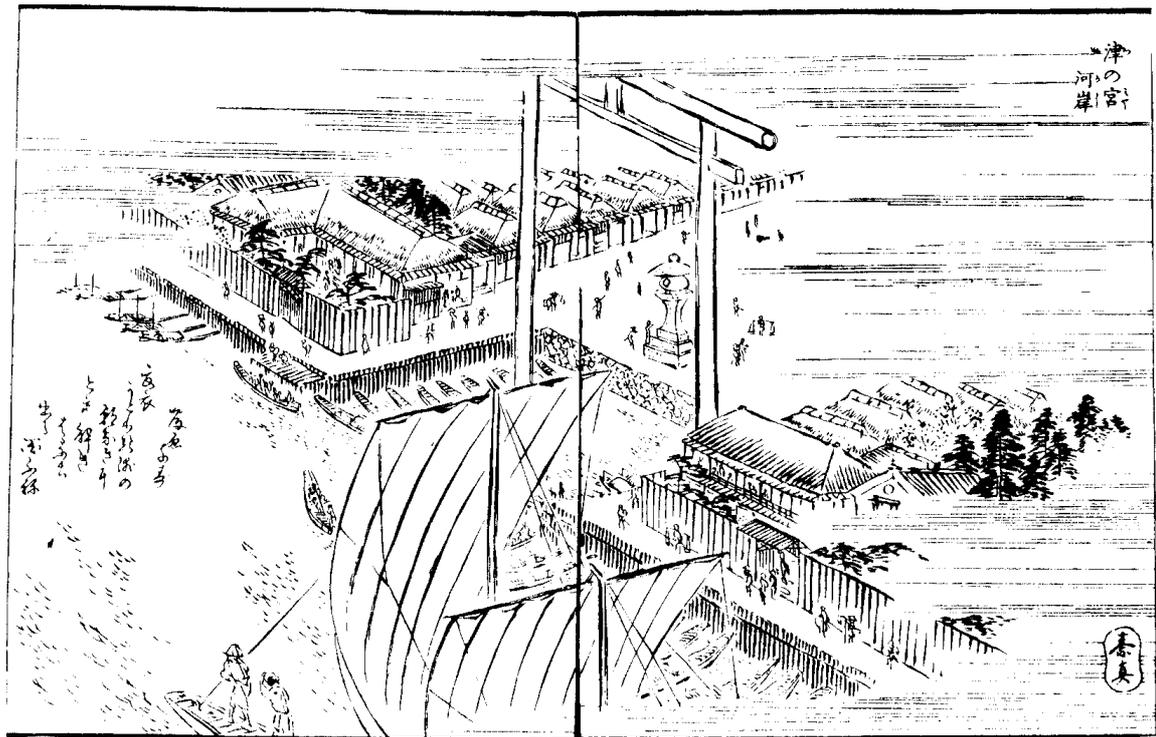
(資料2) ここには「両檢非遺使糾問」と書かれている。正判官が白状する内容の詞を読んでいる。

これらの史料から白状祭は津宮の東宮で執り行われ、正判官が盗人の役となりそれを正檢非遺使と権檢非遺使が問い糺しその前にて祝詞のかたちで盗みを犯したことを白状しているのである。そしてその盗んだとされる贓物を官人等で分配しているのである。之が白状祭の内容と考えられる。ここにも奈良坂盗人事と共通する点が見られる。まずひとつとして、盗人の役を役人が捕らえ、白状させるという所作があるところ、次に判官が登場し、いずれも重要な役割をになっているということ。また、盗品を皆で分配をしているところなどである。

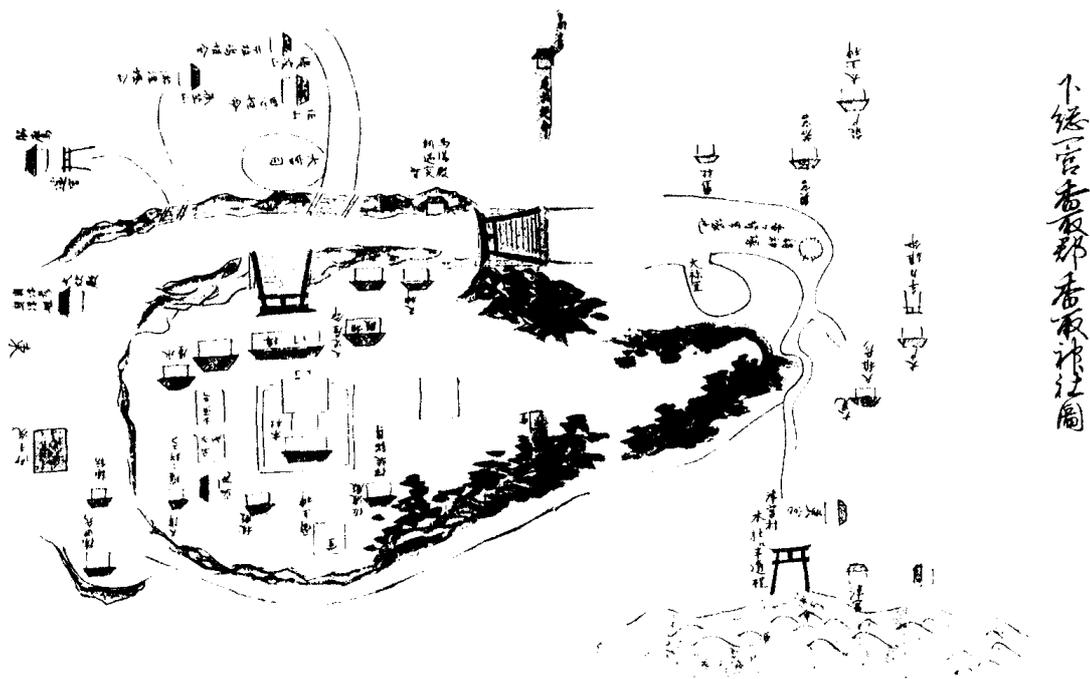
五 祭礼の行われる場所

では、盗人を白状させるという内容の祭礼が行われたのはいかなる場所だったのだろうか。

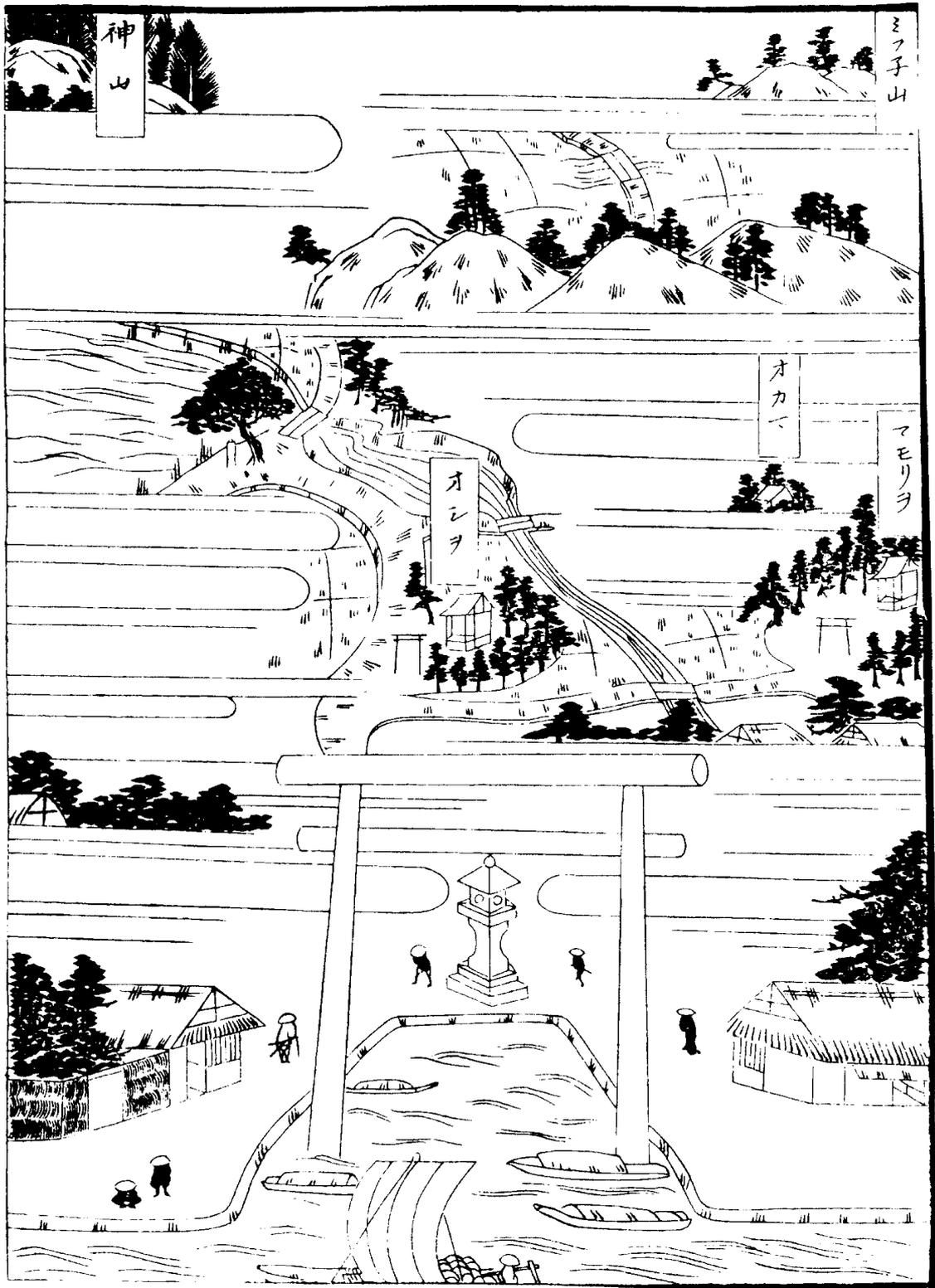
津宮は現在でも大字名として残っている。下総台地北端と利根川下流には生まれた砂州上に位置する。津宮村という名は鎌倉期から見える村名のようにある。²⁸また江戸期の『利根川図志』²⁹には津宮の河岸の様子が描かれている。近世には河岸には香取神宮の鳥居が立ち陸路十六町をたどる参詣客で賑わったという。(資料3) この図に見られる鳥居は現在も存在している。また『宮巡詣記』³⁰巻二には、「下総、宮香取郡香取神社図」という絵図があり、ここから



資料 3



資料 4



資料 5

おおよその位置関係を把握することができる。(資料4)

図を見ると、まさに津宮は利根川に面した地域であることが見て取れる。この河岸の鳥居をくぐり百メートルほど入った参道の脇に香取神宮の摂社である忍男神社が鎮座しているのである。現在の社殿は、慶長十二年に幕府が造営し得さらに元禄十三年に修営したものを、昭和五十六年に地区民の経費挙出により大きく修営を行ったものだという。⁽³¹⁾ また修営以前の大正期に撮影された写真も残っているが、萱葺きの小さな祠であったようである。また『香取志』にも忍男神社の絵が見られる。(資料5) また六月には名越の祓いを行った場所でもあった。そのことは、『源太祝家年中行事』にみられる。

六月晦日東宮潔身之祓ハ津宮鳥井河岸二行ハル十八奉行内方社家出勤ス致ス萱手額賀伴作者屋ヲ作ル是ヲ忍男フキト云⁽³²⁾
この辺りは香取神宮における祓いの行われる場所であったようである。

またいくつかの記事の中に毘沙門堂の名も見られる。前掲の天正十六年の祭礼帳にも

津の宮毘沙門堂ニテ正判官ヲ田冷シバル⁽³³⁾
とあった。また前出の祭礼帳⁽³⁴⁾にも

七日脇鷹神事 スカイ、三、三、ノ堀ノ祭、毘沙門堂ニテ正判官田冷マハル東宮白状祭り御座へ披露 両檢非遣使とある。

毘沙門堂とはどこに鎮座していたのであろうか。現在も津宮字毘

沙門に毘沙門堂は存在している。そしてその位置は忍男神社から目と鼻の先ともいえる場所であった。

そして、側高神社のある大倉から行列が忍男神社に到る道の手前に鎮座しているのである。これは祭礼帳の記事とも一致する。

毘沙門堂はいつ頃建立されたのかは不明ではあるが、応永八年(一四〇)の「香取社祢宜兼大宮司大臣長房讓状写」のなかにその名が見られる。

ミそキはらいのれうてんの内ひさもんたうのうしろのつつそい⁽³⁵⁾
という記述である。またその付近が袂ぎ祓いを行う場所でもあったことが分かる。このような河岸沿い奉宮への入り口にあたる場所でも、祓いの場所とされてきた場で白状祭は行われたのである。

また白状祭の後の橋祭が行われたという橋の、つも忍男神社から香取神宮に向かう参道の途中にある。数十メートルしか離れていない。本名を董橋という。『佐原市史』には「往時にはここが神宮への表参道であり、衛士の見張所もあったところから董橋の名がつけられたものであろう⁽³⁶⁾」とあるのも注目できる。

津宮忍男神社付近は利根川より香取神宮への入り口にあたり、要地であった。そして毘沙門堂の鎮座からも見られるように、守りの地でもあったようである。そしてケガレを払う場所でもあった。このような場所で盗人を白状させるといふ内容の祭礼を行ったことに意味があるのではないだろうか。春日祭の帰途に行われた盗人糺事も奈良坂という国境の地で行われているのである。白状祭と奈良坂

での行事の関連性を示唆する考えは今までにあつたものの、サカイで行われるという共通性が見られ、場所の特性に共通性があることには触れられて来なかつたようである。

六 まとめと今後の展開

香取神宮の白状祭について奈良坂の行事との類似点を見てきた。これまでも、その関連性についても述べられてはいたがその根拠は明らかにされてこなかつた。

そこで本稿では主に三つの点から考え、同日の祭礼行事の流れから、大祭の後、帰途にて行われていること、また祭礼自体の内容から、盗人の役の者を捕らえて白状させるということ、また判官等の役人が重要な役割を担っていること、そして執り行われる場所が要地で、いわゆるサカイの場と考えられるような場所であること等の共通点があることが分かつた。その結果、これらの点から奈良坂の盗人糺事と香取神宮の白状祭は同様の意味を持つのではないかと想定される。

その意味について考える上で、中世における盗みに対する考え方にも触れる必要がある。中世には盗みは災厄であり、ケガレであるという考え方が存在して³⁷⁾きた。また、近世中期以降に行われたとされている、ヌストトオクリの習俗との関連を考える上でも重要な資料となると考えられる。

盗人を白状させるという内容の祭礼の持つ意味は未だ明確になつ

たと言えない。春日祭の帰途の行事、香取神宮の白状祭以外にも、その他の地域にあるように思う。もう少し同一事例を収集することにより、これらの祭礼の意味するところは更に明らかになるう。

注

- (1) 『玉葉第二』国書刊行会 昭和四六年 二〇三—二〇四頁
- (2) 『神道大系 朝儀祭祀編四』神道大系編纂会 平成三年 二七〇—二七一頁
- (3) 『民間仮面史の基礎的研究』後藤淑 錦正社 平成七年『日本演劇史』井浦芳信 至文堂 昭和三十八年など。
- (4) 香取神宮の神事については、西垣晴次「中世香取社の神宮と神事」(『耕地と村落の歴史』木村礎他編 文雅堂銀行研究社 昭和四四年所収)に詳しい。
- (5) 『続日本随筆大成七』吉川弘文館 昭和五五年 三三三—三四頁
- (6) 『香取群書集成第一卷』の解題に「本書は久保木清淵の著で文政十一年の頃成つたものと思はれる。即ち清淵の著で文政十一年正月刊行された香取参詣記の奥に「香取私記三冊副刻」と見えるのでこの頃作成中であつたことが知られる。」とある。
- (7) 『香取群書集成第一卷』官幣大社香取神宮社務所 三秀社 昭和八年 三四五頁
- (8) 『日本民俗事典』大塚民俗学会 弘文堂 五六二—五六三頁

- (9) 『日本民俗大辞典 下巻』 吉川弘文館 平成十二年 三五〇頁
- (10) 高野辰之「延年舞曲劇」(『日本演劇史』第一卷 東京堂 昭和二年所収) 井浦芳信「宮廷のまなび」(『日本演劇史』至文堂 昭和三十八年所収) などがある。
- (11) 『民間仮面史の基礎的研究』後藤淑 錦正社 平成七年 一五—二六頁
- (12) 前掲(7)の解題に「本書は小林重規の著すところで平田篤胤の序を冠し天保四年三月に刊行された。」とあり昭和十三年本書の天保の版木が香取町小林壽郎氏のもとに保藏されていることが記されている。
- (13) 前掲(7) 二四四—二四五頁
- (14) 『側高神社由緒』側高神社社務所五頁
- (15) 団子の意味であろう。現在では団碁祭と表記されている。記録の中では団子・タンコなどと記されている。団碁と記されたのは明治以降のことのようである。明治十八年の祭典式の中では団碁とある。以下、本文では団子と記す。
- (16) 前掲(7) 二四五頁
- (17) 前掲(7) 二四五頁
- (18) 『千葉県の歴史 資料編中世二(県内文書二)』(平成九年)所収「香取田所家」第九十三号文書。この部分には「安永二年甲午年十二月」とある。
- (19) 前掲(18) 第八十三号文書
- (20) 表紙に「祭礼帳(朱書) 天正十六巳年二月吉物申祝大中臣實正五百十二卷也」とある。『千葉県史料・中世篇・香取文書』(昭和四三年)所収「奮源太祝家文書・補遺神事雜記」
- (21) 「群書解題」(第六卷神祇篇)に、「香取神宮の恒例の神事の所役を記した文書を集めたもの。成立、徳治二年(一一三〇七)から明徳四年(一一三九三)までの年中行事に関する注文六通から成っており、応永四年(一一三九七)までにそれらが書写されている。従って成立は康暦元年(一一三七九)から応永四年(一一三九七)までの間といえる。しかし六通の文書が果たして編纂の形をとっているのかも不明で本書二巻としての成立に関して是不詳である。」とある。
- (22) 『続群書類従第三輯下神祇部』平文社 昭和五五年 四二六頁
- (23) 『香取群書集成第二卷』官幣大社香取神宮社務所 三秀社 昭和八年 三三八頁。解題に「本書は明治十八年一月制定の本宮年中祭典の次第を記したもので、其の由来は宮司以下神官連名に係る巻頭の序文に見える。即ち本宮往昔祭典の盛大なることは既に延喜式等に見え、中世以降の文書記録に明らかなるところ、江戸時代に至っても、幕府は神領千石を寄せて祭祀の料に充てしめ八十余人の神官は之が配当をうけても各々其の料足を出し、以て年中の祭典に奉仕し来つたのであるが、明治維新以後神社の改正あり、世襲の神官を廃して新に宮司、祢宜、主典を任じ又国庫定額を下行して祀典を修めしめたのであるが、

如何にせん慣例の儀式盛大にして奉務の職員僅少なるため祀典を全うすることが出来ない、依て謹んで奮章により時宜を斟酌し、新に制をたてて式を定め以て永年の規範と為さんとして選んだもの即ち本書であるといふ。初に年中祭典の目録を掲げ次に本文として以上の式次第や神饌品目等を記したものであって、之を維新前に比すれば大小の祭典は或は簡略となり或は廃せられ、中にも祭當之により惣神官奉仕の下に盛大に行われた元、新飯、相撲、大饗、側高の五大祭は大饗を除いて殆ど其面目を失ひ」とある。

(24) 前掲(5)

(25) 『香取群書集成三卷』 解題に、本書は本宮源太祝家年中行事帳で、著者は香取実柄、内題に「源太祝年中行事」とあり、正月元旦に始まり、十二月二十八日に至る迄、日時を追うて公私にわたる同家等の行事が記されている。

(26) 『香取源太祝家文書』所収。年代は不詳。前掲(17) 第一、五文書

(27) 『香取群書集成第二卷』の解題によると、明治四年に香取豊敏の著と推定されるとある。

(28) 『角川日本地名辞典十二、千葉県』角川書店 平成三年 五六四～五六五頁

(29) 『利根川図志』赤松宗貞 名著刊行会 昭和四二年 解題に安政二年頃の成立とある。

(30) 『香取群書集成第三卷』官幣大社香取神宮社務所 昭和五五年より転写。解題によると著者橘喜は延宝五年(一六七七)十二月に香取神宮に参詣している。

(31) 『津宮の風土と歴史』佐原市教育委員会 昭和五七年 二二頁

(32) 『香取群書集成第三卷』官幣大社香取神宮社務所 昭和五五年 二二頁

(33) 前掲(18)

(34) 前掲(20)

(35) 『香取社大祢宜兼大宮司大中原長房讓状』(『香取大祢宜家文書』第二十六号文書 前掲(18))

(36) 『佐原市史』佐原市役所 昭和四二年 二二二頁

(37) 『盗み』笠松宏至(『中世の罪と罰』網野善彦他著 東京大学出版会 昭和五八年所収)